

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.001

処 分 名	他の工作物管理者の工事施行命令
処 分 の 概 要	道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、工事の施行又は維持をさせることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第21条
処 分 基 準	処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであるため、法令の定め以上に具体化することが困難であるため設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	<p>■道路法 （他の工作物の管理者に対する工事施行命令等）</p> <p>第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p>

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.002

処 分 名	占用許可の取消し
処 分 の 概 要	市長は、春日部市道路占用規則第14条に該当するときは、占用の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	道路占用規則（平成17年規則第158号）第14条
処 分 基 準	<p>■春日部市道路占用規則第14条（許可の取消し）の占用の許可を取消することができる規定によります。</p> <p>（1）この規則又は許可条件に違反したとき</p> <p>（2）虚偽その他不正な手段をもって許可を受けたとき</p> <p>（3）市が行う道路に関する工事に支障があると認めるとき</p> <p>（4）占用物件が交通上著しく支障があると認めるとき</p> <p>（5）占用料を納入しないとき</p> <p>■この規則の前提となる道路法の規定</p> <p>道路法第71条（道路管理者等の監督処分）</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■道路占用規則

(許可の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又は許可条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段をもって許可を受けたとき。
- (3) 市が行う道路に関する工事に支障があると認めるとき。
- (4) 占用物件が交通上著しく支障があると認めるとき。
- (5) 占用料を納入しないとき。

■道路法

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第四十四条第四項又は前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。



## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.003

処 分 名	工事原因者への工事施行命令
処 分 の 概 要	道路を損傷し、若しくは汚損した行為により、必要になった道路工事又は道路維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第22条
処 分 基 準	<p>1. 道路管理者以外に施行しても支障がない場合であり、道路管理者が施行しなければならない場合は、命令することはできない。</p> <p>2. 現場の状況から、原因者が特定できる場合は、現地及び電話等により口頭で施行を命令する。</p> <p>3. 口頭による命令に異議を申し出た場合は、復旧方法、範囲等について、意見陳述、質問等の機会（聴聞）を付与する。</p> <p>4. 命令の範囲は、当該工事の必要を生ぜしめた限度であることを原則とするが、当該道路工事が技術的に改良を伴わなければ施行できないものである場合においては、改良部分をも含めた工事の施行命令を出すことができる。</p> <p>5. 前項により工事をさせた場合においても、費用を負担せしめることができるのは、必要を生じた限度であって、限度以上の費用は道路管理者が負担しなければならない。</p> <p>■道路付属物等損傷事故復旧の例</p> <p>(1) 交通事故等により、ガードレール、ネットフェンス、歩車道境界ブロック等を破損した場合に、当事者又は保険会社が委任した者が工事を施工する場合は、当事者又は保険会社からの申し出（口頭であっても可）により、施行させる。</p> <p>(2) 再三の口頭による命令により損傷復旧工事を施工しない場合は、文書により復旧を命令する。この場合、弁明の機会を付与する。</p> <p>※文書による命令をもっても施行せず、道路の構造の保全、その機能の確保及び道路における危険の防止が必要なものについては、道路管理者により施行した後、道路法第58条により原因者負担金を請求する。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	参考文献 道路法解説 行政手続法第13条

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事（以下「河川工事」という。）であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。

■道路法第22条（工事原因者への工事施行命令）、第58条（原因者負担金）、第73条（負担金の督促）は相互に補完するものです。

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.004

処 分 名	公共物使用許可の監督処分
処 分 の 概 要	市長は、春日部市公共物管理条例第9条に該当するときは、公共物使用の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	公共物管理条例（平成17年10月1日条例第139号）第9条
処 分 基 準	<p>■春日部市公共物管理条例第9条（監督処分）の規定によります。</p> <p>【違法、不正の監督処分】</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたと認められる者</p> <p>【公益上の監督処分】</p> <p>(1)国又は地方公共団体その他公共団体が公共物を公用又は公共用に供する必要が生じた場合</p> <p>(2)許可を受けた者以外の者に工事、使用その他の行為を許可する公益上の必要が生じた場合</p> <p>(3)前2号に掲げるもののほか、公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	道路法解説

■公共物管理条例

(監督処分)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、工作物その他施設の操作について必要な措置をとることを命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設けること若しくは公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反している者

(2) 許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたと認められる者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 国又は地方公共団体その他公共団体が公共物を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

(2) 許可を受けた者以外の者に工事、使用その他の行為を許可する公益上の必要が生じた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合



## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.005

処 分 名	道路占用料の徴収
処 分 の 概 要	道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第39条 春日部市道路占用料徴収条例（平成17年10月1日条例第138号）
処 分 基 準	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 道路法第32条に規定する道路占用許可により道路占用料の納付義務を課することができる。</li><li>2. 春日部市道路占用料徴収条例第3条に基づき、占用料を算出する。</li><li>3. 春日部市道路占用料徴収条例第5条に基づき、占用料を徴収する。</li><li>4. 春日部市道路占用徴収条例の定めにより、占用料を減額又は免除することができる。<ol style="list-style-type: none"><li>①春日部市道路占用規則第9条に基づき減免の申請を行う。</li><li>②春日部市道路占用規則第9条の2に基づき減免額を決定する。</li></ol></li></ol>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

■春日部市道路占用料徴収条例

（占用料の納付）第2条

（占用料の額）第3条

（占用料の減免）第4条

（占用料の徴収方法）第5条

■春日部市道路占用規則

（占用料の減免申請）第9条

（減免基準）第9条の2



## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.006

処 分 名	原状回復に代わる措置の指示
処 分 の 概 要	道路の占用期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合は、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければなりません。 ただし、道路管理者が原状に回復することが不相当と判断した場合は、その措置について必要な指示をすることができます。
根拠法令等・条項	道路法（（昭和27年6月10日法律第180号））第40条
処 分 基 準	原則許可条件で示したとおり、除却し原状回復しなければならないことから、道路管理者が原状回復することが不相当と判断することは特別な場合に限る。  原状に回復することが不相当な場合の例 （1）撤去することにより、道路の構造の保全又は機能の確保を著しく害するため、その補強等を行うことが極端に不経済であり、地上交通に危険を及ぼす恐れが大きく、かつ下記の全てを満たす場合 ① 道路の構造の保全又は機能の確保に影響がないこと ② 将来の道路工事に支障がないこと ③ 他の占用物、占用工事に影響がないこと ④ 存置した占用物の所在を除却するまで確認できること ⑤ 道路工事又は他の占用工事に併せて撤去する又はその費用を負担することが確約できること
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

■道路法

(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合には、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.007

処 分 名	車両積載物の落下予防等措置命令
処 分 の 概 要	車両の積載物の落下により、道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（（昭和27年6月10日法律第180号））第43条の2
処 分 基 準	<p>道路を通行する車両から路上への落下物による交通事故等を未然に防止するため車両積載物の落下の予防等の措置を命令する。</p> <p>運用に当たっては</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 道路パトロールを強化して落下物等の排除、積載物を落下させるおそれのある車両の発見等に努める。</li><li>② 道路管理者は、道路の構造又は交通に支障が及ぶことを防止するため、積載物の落下に限って必要な措置を命令する。</li><li>③ 交通警察権の命令（危険防止のため積載のみに限らず、乗車、牽引についても必要な応急措置命令権）と十分連絡を保っておく。</li></ol> <p>■交通事故等を未然に防止するため、現場における迅速かつ的確な行使が必要なことから、担当職員の判断により、口頭で命令する。</p> <p>処分の性質上、個々の落下予防措置命令について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難です。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(車両の積載物の落下の予防等の措置)

第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路建設課 No.008

処 分 名	工作物管理者の危険防止措置命令
処 分 の 概 要	沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者に対して、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第44条
処 分 基 準	前提となる「沿道区域の指定」をしておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することは困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	



■道路法

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合には、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.009

処 分 名	違反車両の通行中止等の措置命令
処 分 の 概 要	法に違反し若しくは附した条件に違反する車両を通行させている者に対して、当該車両の通行の中止等について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第47条の3第1項
処 分 基 準	職員は、当該車両を発見した場合は、車両を制止し運転者に許可又は許可に附された条件に違反、又は基準を超えていないかの確認を行う。 確認ができた場合は、法の定めるところにより必要な措置 ① 通行の中止 ② 総重量の軽減 ③ 必要な措置（適当な路面保護の手段を講ずる、徐行するなど） をすることを命ずる。 運用に当たっては、関係警察当局と十分連絡を取って処理する。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

■道路法

(車両の通行に関する措置)

第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.010

<p>処 分 名</p>	<p>道路に関する必要な措置命令</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p>
<p>根拠法令等・条項</p>	<p>道路法（（昭和27年6月10日法律第180号））第47条の3第2項</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>■「路線を定めて」に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 路線バス</li> <li>② 定期便トラック等</li> </ul> <p>■「反覆をして」に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場、鉱山等から特定の港湾、停車場、倉庫等に繰り返して商品、材料等を運搬しようとするもの</li> </ul> <p>■道路に関して必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路の拡幅</li> <li>② 路面の補強</li> <li>③ 待避所の設置</li> </ul> <p>■道路運送法第91条、道路管理者の意見の徴取に関する省令により次の事項を記載した意見書を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 幅員、建築限界、勾配等の道路の構造の現況</li> <li>③ 道路の構造の現況から見た当該自動車の運行の適否</li> <li>④ 道路管理者及び当該申請者においてなすべき必要な措置があるときはその措置及び措置に要する予定期間</li> </ul>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）</p>
<p>備 考</p>	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.011

処 分 名	道路保全立体区域内での措置命令
処 分 の 概 要	道路保全立体区域内において、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（（昭和27年6月10日法律第180号））第48条第2項
処 分 基 準	道路保全立体区域を指定しておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.012

処 分 名	行為の中止、物件の除去等の命令
処 分 の 概 要	高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域で、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる行為について、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第48条第4項
処 分 基 準	道路保全立体区域を指定しておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	



■道路法

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.013

処 分 名	自動車専用道路における違反行為の中止その他の措置命令
処 分 の 概 要	みだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行するなど違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（（昭和27年6月10日法律第180号））第48条の12
処 分 基 準	自動車専用道路の指定をしておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	

## ■道路法

### 第五節 自動車専用道路

#### (自動車専用道路の指定)

第四十八条の二 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始（他の道路と交差する部分について第十八条第二項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみの一般交通の用に供する供用の開始を除く。次項において同じ。）がない道路（高速自動車国道を除く。）について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者（当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。）があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

#### (出入の制限等)

第四十八条の十一 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

#### (違反行為に対する措置)

第四十八条の十二 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.014

処 分 名	自転車専用道路における違反行為に対する措置
処 分 の 概 要	自転車専用道路を自転車以外の車両により、または歩行者専用道路を車両により通行している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第48条の16
処 分 基 準	<p>■交通事故等を未然に防止するため、現場における迅速かつ的確な行使が必要なことから、担当職員の判断により、口頭で命令する。</p> <p>①自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路を自転車（道路交通法で規定する軽車両、道路運送車両法の小型特殊自動車である農耕作業用自動車等を含む）以外の車両により通行している場合</p> <p>②歩行者専用道路を車両により通行している場合</p> <p>処分の性質上、個々の危険防止措置命令について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

第六節 自転車専用道路等

(自転車専用道路等の指定)

第四十八条の十三 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。以下本条中同じ。）について、区間を定めて、もつぱら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分の指定をすることができる。

2 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分の指定をすることができる。

3 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分の指定をすることができる。

4 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、前三項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該道路又は道路の部分の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

5 道路管理者は、第一項から第三項までの規定による指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

(通行の制限等)

第四十八条の十五 何人もみだりに自転車専用道路を自転車（自転車以外の軽車両（道路交通法第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。）その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）による以外の方法により通行してはならない。

2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。

3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。

4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第四十八条の十六 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.015

処 分 名	原因者への工事費負担命令
処 分 の 概 要	他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものです。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第58条第1項
処 分 基 準	<p>■他の工事又は行為により、必要を生じた工事又は維持は他の工事執行者又は行為者に施工させることができる（道路法第22条）が、道路管理者が施行することもできます。この場合の費用について原因者に負担させるものです。</p> <p>■処分の要素</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 過失の要否（原則的に無過失責任だが社会的妥当性を考慮する）</li><li>② 負担所あの範囲（複数当事者、原因者死亡、未成年、原因者が被用者）</li><li>③ 負担金の範囲</li><li>④ 民事上の請求の可否</li></ol> <p>■納期限に納入されない場合は、道路法第73条により督促する。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。

■道路法第22条（工事原因者への工事施行命令）、第58条（原因者負担金）、第73条（負担金の督促）は相互に補完するものです。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.016

処 分 名	付帯工事に要する費用の原因者への工事費負担命令
処 分 の 概 要	道路占用許可又は協議において附した条件に特別の定めがある場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事が、他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合は、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第59条第3項
処 分 基 準	前例がなく、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであることから、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	



## ■道路法

(附帯工事に要する費用)

第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.017

処 分 名	他の工作物管理者への費用負担命令
処 分 の 概 要	他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第60条
処 分 基 準	<p>■この条項に該当するもの</p> <p>1.法第21条の規定により他の工作物管理者に施行させた道路に関する工事</p> <p>■この条項の対象とならないもの</p> <p>1.第20条による管理協議が済んでいる施設等の道路に関する工事の費用</p> <p>2.第55条の協議により分担すべき金額及び負担の方法を定めた工事の費用</p> <p>3.道路の維持管理に要した費用</p> <p>※工事においては、主に（2）により実施していることが多いため、処分の先例がなく当面処分が見込まれないものであり、道路法の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.018

処 分 名	受益者への工事費用負担命令
処 分 の 概 要	道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第61条第1項
処 分 基 準	<p>道路に関する工事については、広く社会的な利便をもたらすことからこれに要する費用は国民全体で負担されているが、一般的な受益をはるかに越えて特定人が特別に受益する場合は、衡平の理念から受益分を特別に負担させることができます。</p> <p>しかし、具体的な受益者、受益の範囲等を把握することが非常に困難であることから、ほとんど活用されておらず、当分処分が見込まれないことから、道路法以上に具体化することが困難であるため、設定しません。</p> <p>なお、実施に当たってはその指定区間を条例で定める必要があります。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(受益者負担金)

第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.019

処 分 名	許可等の取消し、工作物除却命令（違法、不正の監督処分）
処 分 の 概 要	違法、不正の状態を是正するために許可、承認の取り消し、効力の停止、条件の変更、行為・工事の中止、道路に存する工作物の改築、移転、除却、当該工作物により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること、道路を現状に回復することを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第71条第1項
処 分 基 準	<p>【処分の対象】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 道路法又は道路法に基づく命令の規定に違反している場合</li><li>② 道路法又は道路法に基づく命令の規定に基づく処分に違反している場合</li><li>③ この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している場合</li><li>④ 詐偽その他不正な手段により許可又は承認を受けた場合</li></ol> <p>【処分手順】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 対象物件の発見</li><li>② 是正命令（口頭）</li><li>③ 文書による是正命令</li><li>④ 許可・承認の取消又は行為の中止命令</li><li>⑤ 原状回復命令</li><li>⑥ 応じない場合は道路管理者施行の公告</li><li>⑦ 道路管理者による原状回復</li><li>⑧ 原状回復に要した費用の請求</li></ol>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	

## ■道路法

### 第五章 監督

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.020

処 分 名	許可等の取消し、工作物除却命令（公益上の監督処分）
処 分 の 概 要	適法状態にあるが公益上の必要がある場合に許可、承認を受けているものに対して、前項に規定する処分をし、措置を命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第71条第2項
処 分 基 準	<p>電柱等占用物の除却命令</p> <p>下記事項に該当する場合は、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 道路工事のためやむをえない必要が生じた場合</li><li>② 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</li><li>③ 公益上やむを得ない必要が生じた場合</li></ul> <p>■道路工事等を実施する部署から移設の命令をする。</p> <p>■東京電力等事業者との費用負担に関する取り交わしに基づき、費用を負担する。</p> <p>※上記③については、個々具体的な場合に依じて公益性の比較をする等その必要性の有無を判断する。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説



根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第四十四条第四項又は前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.021

処 分 名	負担金の督促
処 分 の 概 要	納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促し、国税滞納処分の例により負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第73条
処 分 基 準	道路占用料及び道路附属物損傷復旧原因者負担金  ① 納付書の送付 ② 納期限までに納付のない場合は、電話で催告を行う ③ 督促状の送付 ④ 納期限までに納付のない場合は、催告を行う ⑤ 国税徴収法の例により滞納処分の手続きを開始する
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	道路法解説

■道路法

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.022

処 分 名	道路予定区域内についての第39条第1項（占用料の徴収）を準用
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間においては、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきものについては、第3章第3節（道路の占用）を準用し、占用料を徴収することができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日（法律第180号））第91条第2項
処 分 基 準	道路の認定及び区域決定がされ権原を取得した後においては、供用開始されるまでの間においても設置された道路占用物件については、法第39条を準用し占用料を徴収する。 その要件は次のとおりとする。 ① 市道認定がされている。 ② 区域決定がされている。 ③ 所有権又はそれに替わる権原を取得している。 ④ その区域に設置する道路占用許可申請が出され許可されている。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.023

処 分 名	道路予定区域内についての第40条第2項（原状回復）を準用
処 分 の 概 要	<p>道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきものについては、道路管理者は、道路占用者に対して、原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができます。</p>
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第91条第2項
処 分 基 準	<p>道路の認定及び区域決定がされ権原を取得した後においても、供用開始されるまでの間において、当該区域又は当該区域内に設置された道路附属物となるべきものについて、原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>その要件は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.市道認定がされている。</li><li>2.区域決定がされている。</li><li>3.所有権又はそれに替わる権原を取得している。</li><li>4.その区域に設置する道路占用許可申請が出され許可されている。</li></ol>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.024

処 分 名	道路予定区域内についての第44条第4項を準用
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第91条第2項
処 分 基 準	前提となる「沿道区域の指定」を公告しておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することは困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説



## ■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合には、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.025

処 分 名	道路予定区域内についての第48条第2項（道路保全立体区域内の制限）を準用
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対して、損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第91条第2項、
処 分 基 準	道路保全立体区域を指定しておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法（道路予定区域）

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合には、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（道路保全立体区域内の制限）

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.026

処 分 名	道路予定区域内についての第48条第4項（道路保全立体区域内の制限）を準用
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為について、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第91条第2項、第48条第2項
処 分 基 準	道路保全立体区域を指定しておらず、処分の先例がないことから、道路法の定め以上に具体化することが困難であるため、設定はしません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	道路法解説

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法（道路予定区域）

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（道路保全立体区域内の制限）

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.027

処 分 名	道路予定区域内についての第71条第1項（不正状態の是正）を準用
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域の土地に関する権原を取得した後は、この法律等により与えた許可等を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為等の工事の中止、道路に存する工作物等の改築、移転、除却若しくは当該工作物により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復を命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第91条第2項、第71条第1項
処 分 基 準	<p>【処分の対象】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 道路法又は道路法に基づく命令の規定に違反している場合</li><li>② 道路法又は道路法に基づく命令の規定に基づく処分に違反している場合</li><li>③ この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している場合</li><li>④ 詐偽その他不正な手段により許可又は承認を受けた場合</li></ol> <p>【処分手順】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 対象物件の発見</li><li>② 是正命令（口頭）</li><li>③ 文書による是正命令</li><li>④ 許可・承認の取消又は行為の中止命令</li><li>⑤ 原状回復命令</li><li>⑥ 応じない場合は道路管理者施行の公告</li><li>⑦ 道路管理者による原状回復</li><li>⑧ 原状回復に要した費用の請求</li></ol>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

## ■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.028

処 分 名	道路予定区域内についての第71条第2項（公益上の必要）を準用
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域の土地に関する権原を取得した後は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第91条第2項、第71条第2項
処 分 基 準	等占用物の除却命令 道路工事等を実施する部署により、移設の依頼をする。 東京電力等事業者との費用負担に関する取り交わしに基づき、費用を負担する。  ① 道路工事のためやむをえない必要が生じた場合 ② 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 ③ 公益上やむを得ない必要が生じた場合  ※上記③については、個々具体的な場合に依じて公益性の比較をする等その必要性の有無を判断する。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	道路法解説



根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合